

社員総会参考書類

令和 7 年 3 月 6 日開催の臨時社員総会につき、次のとおり議案を提出します。

第 1 号議案 定款及び会員規程の改正（会員種別の変更）に関する件

定款及び会員規程に定める会員種別の変更を行うことの承認を求めるものであります。

（改正の趣旨）

現行の「個人アソシエイト」は、定款第 5 条及び会員規程第 2 条に「当法人の目的に賛同する個人であって、当法人の活動を後援するもの」と規定されており、金融商品取引関連の経営者や個人 IFA、マスコミ関係者等が混在している。

そこで、会員が受けられるメリットを考慮のうえ、「個人アソシエイト」を属性により区分し、金融商品取引関連事業に従事している者（個人 IFA 及び IFA 法人所属の IFA や金融商品取引業に従事する等のプロ（海外の IFA や RIA 等所属の個人を含む））を対象とする「アソシエイト会員」とその他の者（例えば学生や記者等）を対象とする「個人賛助会員」（FP 資格、証券外務員資格や証券アナリスト資格等の金融商品に関連する資格保有者である場合も個人賛助会員になり得る）に分割、年会費は、「アソシエイト会員」は 12 万円、「個人賛助会員」は 1 万円とする内容の改正を行う。

また、退会にあたって、月割りで年会費を返金する旨の規定を改め、返金は行わないとする改正を行う。

なお、これらの改正は、令和 7 年 4 月 1 日施行とし、年会費の改正は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

定款改正案新旧対照表

新	旧
<p>（会員種別と入会）</p> <p>第 5 条 当法人の会員は、次の<u>5</u>種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>（1）～（2）（現行どおり）</p> <p>（3）<u>アソシエイト会員 金融商品取引業や金融商品仲介業等の金融商品関連事業に従事する個人であって、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの</u></p>	<p>（会員種別と入会）</p> <p>第 5 条 当法人の会員は、次の<u>4</u>種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>（1）～（2）（省略）</p> <p>（3）<u>個人アソシエイト 当法人の目的に賛同する個人であって、当法人の活動を後援するもの</u></p>

<p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>個人贊助会員 金融商品取引業や金融商品仲介業等の金融商品関連事業に従事していない個人であって、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>付則 令和6年3月6日改正、令和6年4月1日施行 改正条文は、次のとおり。</p> <p>第5条</p>	<p>(4) (省略)</p> <p>(5) (新設)</p> <p>2 (省略)</p>
---	---

会員規程改正案新旧対照表

新	旧
<p>第2条 当法人の会員は、次の<u>5種</u>とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p>	<p>第2条 当法人の会員は、次の<u>4種</u>とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。</p>
<p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>アソシエイト会員 金融商品取引業や金融商品仲介業等の金融商品関連事業に従事する個人であって、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの</u></p>	<p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>個人アソシエイト 当法人の目的に賛同する個人であって、当法人の活動を後援するもの</u></p>
<p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>個人贊助会員 金融商品取引業や金融商品仲介業等の金融商品関連事業に従事していない個人であって、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの</u></p>	<p>(4) (省略)</p> <p>(5) (新設)</p>
<p>2 (現行どおり)</p> <p>(会費)</p>	<p>2 (省略)</p> <p>(会費)</p>
<p>第7条 会員は、その種別に従い、次の会費を納入しなければならない。</p>	<p>第7条 会員は、その種別に従い、次の会費を納入しなければならない。</p>
<p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>アソシエイト会員 年会費 12万円</u></p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>個人アソシエイト 年会費 1万円</u></p>

<p>(3)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 個人賛助会員 年会費 1万円</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 事業年度途中での入会、会員区分の変更、会員資格の喪失があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 事業年度途中で会員資格を喪失した場合は会費の返金処理は行わない。</p>	<p>(3)～(4) (省略)</p> <p>(5) (新設)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 事業年度途中での入会、会員区分の変更、会員資格の喪失があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 事業年度途中で会員資格を喪失した場合の会費は、会員資格を喪失した日の属する月に会員資格を喪失したものとした会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。尚、この場合は返金処理を行う。</p>
---	---

改正：令和7年3月6日
令和7年4月1日施行
ただし、第7条第3項(2)及び(5)の規定は令和8年4月1日から適用する。

第2号議案 「役員候補者の選出に関する規則」の制定等に関する件

「役員候補者の選出に関する規則」の制定及び「会員理事候補者への立候補について」の承認を求めるものであります。

(規則制定等の趣旨)

現役員の任期は2025年6月に開催いたします定時社員総会の終結のときまでであり、これらの規則等は、定時社員総会にお諮りする会員理事候補者を選出するための会員選挙に関する必要事項や「会員理事の候補者に立候補できる者」の要件等を定めるものです。

◎役員候補者の選出に関する規則

令和7年3月6日制定（臨時社員総会の決議日）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人日本金融商品仲介業協会（以下「協会」という。）の役員のうち正会員（定款第2条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）の役職員のなかから選任される理事（以下「会員理事」という）の候補者を選出するための会員選挙に関し必要な事項を定める。

第2章 会員選挙

（会員選挙の実施）

第2条 協会は、会員理事の候補者について、会員選挙を実施する。ただし、任期満了に伴うもの以外の事由による会員理事の候補者の選出であって、理事会が認めた場合には、会員選挙以外の方法により会員理事の候補者を選出することができる。

2 前項に基づく会員選挙を行う会員理事の候補者の定数は、理事会において定める。

（会員選挙の選挙権）

第3条 会員選挙の選挙権は、正会員が有し、正会員1社につき1個とする。

（会員選挙の方法）

第4条 会員選挙は、第7条の規定に基づき立候補の届出のあった会員理事の候補者について連記無記名投票により行う。なお、第9条第1項の規定に基づき立候補の届出があった会員理事の候補者についても同様とする。

（会員選挙の日時等の決定及び通知）

第5条 協会は、会員選挙を行うときは、理事会の決議により会員選挙の投票を行う日時、投票を行う場所その他の会員選挙に関し必要な事項を定める。

2 協会は、前項の規定に基づき理事会において決議された会員選挙の投票を行う日時、投票を行う場所、選挙を行う会員理事の候補者の定数その他の会員選挙に必要な事項を、会員選挙を行う日（以下「会員選挙期日」という。）の15日前までに正会員に通知する。

（選挙立会人）

第6条 理事長は、投票による会員選挙を行う場合には、その都度、当該会員選挙についての選挙権を有する正会員の会員代表者又は協会の役職員のうちから、理事会の同意を得て選挙立会人2名以上を選任する。

2 選挙立会人は、投票及び開票に関する事務を管理する。

3 選挙立会人は、第7条に規定する会員理事の候補者になることはできない。

（立候補の届出）

第7条 会員理事の候補者になろうとする者は、第5条第2項の規定に基づく通知があった

日から会員選挙期日の 10 日前の日（当該日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。以下「立候補締切日」という。）までに、別紙様式による立候補届出書を協会に提出する。

2 会員理事の候補者に立候補できる者は、別に定める「会員理事への立候補について」に適う者とする。

（候補者の氏名等の通知）

第 8 条 協会は、前条の規定に基づく立候補の届出があった会員理事の候補者の氏名その他の会員選挙に関し必要と認める事項を立候補締切日後遅滞なく正会員に通知する。

なお、立候補の届出のあった会員理事の候補者の数が、当該会員選挙における理事会が定めた会員理事の定数を超えない場合には、当該候補者について第 12 条に定める無投票当選とする旨を併せて通知する。

（補充立候補の届出及び通知）

第 9 条 立候補締切日までに立候補の届出があった会員理事の候補者の数が、当該会員選挙の会員理事の定数に満たないとき又は立候補締切日以降に定数に満たなくなったときは、協会が前条の規定に基づき会員に通知した日から会員選挙期日の 5 日前の日（当該日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。以下「補充立候補締切日」という。）までに、会員理事になろうとする者は、協会に立候補届出書を提出することにより、当該会員選挙における会員理事の候補者になることができる。

2 協会は、前項に基づく立候補届出があった場合には、補充立候補締切日後遅滞なく、立候補の届出のあった会員理事の候補者の氏名を正会員に通知する。

（立候補の辞退）

第 10 条 第 7 条第 1 項の規定に基づき会員理事の候補者の立候補届出書を提出した者は、その立候補を辞退する場合には、補充立候補締切日までに、協会にその旨を届け出なければならない。

2 協会は、前項の規定に基づき立候補の辞退の届出があった場合には、補充立候補締切日後遅滞なく、立候補を辞退した候補者の氏名を正会員に通知する。

（無投票当選）

第 11 条 第 7 条第 1 項に基づき立候補の届出があった会員理事の候補者の数が、立候補締切日を経過したときにおいて当該会員選挙における会員理事の定数を超えない場合には、第 2 条の規定にかかわらず、投票は行わない。

2 前項の場合においては、理事長は、その候補者を当選人とする。

3 前 2 項の規定は、第 9 条に基づく補充立候補について準用する。この場合、第 1 項中「第 7 条第 1 項に基づき立候補の届出があった会員理事の候補者の数」とあるのを「第 9 条第 1 項の規定に基づき立候補の届出があった会員理事の候補者の数」と、「立候補締切日」とあるのを「補充立候補締切日」とそれぞれ読み替える。

4 理事長は、当選人を決定したときは、その旨を理事会に報告する。

（投票）

第13条 投票は、会員選挙期日に、指定された電磁的方法により、選挙権のある正会員の代表者（以下「会員代表者」という。）が行う。

（開票）

第14条 開票は、投票終了後、遅滞なく行う。

2 選挙立会人は、開票の結果を、遅滞なく協会に報告する。

（記号式投票）

第15条 投票は、電磁的方法により会員理事の候補者の氏名を一覧に記載した投票用紙の所定の欄に、あらかじめ理事会において定められた会員理事の定数と同数の○の記号を記載する方法により行う。

（投票の全部又は一部の無効）

第16条 投票が、次の各号の一に該当する場合は、その全部を無効とする。

（1）所定の投票方法によらないもの

（2）○の記号の数が、あらかじめ理事会において定めた選挙の対象とする会員理事の定数を超えてるもの

（疑義の判定）

第17条 投票に関し疑義が生じたときは、選挙立会人が判定する。

（当選人の判定）

第18条 第13条の規定に基づき会員代表者による投票を行った場合には、理事長は、得票数の多い者から順位を定め、会員理事定数の順位までの者を当選人とする。

2 前項の規定に基づき立候補者の順位を定める場合において、得票数が同数である立候補者については、抽選によりその順位を定める。

3 理事長は、第1項の規定に基づき当選人を決定したときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。

（選挙録）

第19条 投票を実施した場合には、当該投票の実施要領及び投票の結果を記載した選挙録を作成し、選挙立会人がこれに署名する。

2 協会は、選挙録に当該会員選挙の投票用紙、立候補届出書及び立候補辞退届出書を添付し、当該会員選挙により選出された会員理事候補者の役員任期が終了するまでの間、これを保存する。

（その他）

第20条 会員選挙に関し、この規則に定めのない事項は、理事会において定める。

附 則

この規則は、令和7年3月6日から施行する。

◎会員理事の候補者への立候補について

2025年3月6日（決定は3月臨時社員総会の日）

「役員候補者の選出に関する規則」第7条第2項に定める「会員理事の候補者に立候補できる者」の要件等を以下に定める。

なお、会員選挙を行う会員理事の候補者の定数は、「役員候補者の選出に関する規則」第2条第2項の規定により理事会が定める。

立候補者及び推薦人の要件

1 立候補者の要件

当協会の理事に立候補する者は、次の要件を満たしていること

- (1) 正会員の会員代表者又は金融商品仲介業の担当役員等であること※
- (2) 当協会の入会金及び会費の未納がないこと
- (3) 推薦人（自薦を除く。以下同じ。）（正会員1社につき1名）が2名以上いること
- (4) 推薦人のうちに立候補届出時に在任する当協会の会員理事が1名以上いること

※ 定款第20条の規定により、理事は原則として正会員の役職員の中から選任するとされている。

2 推薦人の要件

前記1の理事に立候補する者を推薦する者は、次の要件を満たしていること

- (1) 正会員（会員代表者又は金融商品仲介業の担当役員等）
- (2) 当協会の入会金及び会費の未納がないこと
- (3) 推薦人のうち正会員が推薦できる立候補者の数は会員理事の候補者の定数までとする（定数を超える推薦を行った正会員はすべての立候補者の推薦人から除外する）。

なお、立候補届出時に在任する会員理事が推薦する立候補者は、理事会決議「理事候補者の選任基準」によるものとする。

（ご参考）「理事候補者の選任基準」（2023年11月30日理事会決議）

「当協会の会員理事（正会員の役職員から選任する理事）になる者は、協会が設置するいづれかの委員会の委員として1年以上の活動実績があることをはじめ協会活動に積極的に関わっていることを必須とする。」

以上

(参考資料)

(立候補届出書の様式)

(別紙様式)

申請日 年 月 日

一般社団法人 日本金融商品仲介業協会
理事長 殿

(立候補者氏名) (印)
(商号又は名称)
(役職)

会員理事立候補届出書

私儀、〇〇年〇月〇日付をもって会員通知のあった次期会員理事の会員選挙に関し、協会会員理事に立候補いたしたく、下記のとおりお届けいたします。

記

- 1 略歴（添付のとおり）
- 2 顔写真（カラー、鮮明なもの）
※選挙時の正会員向け通知に掲載及び当選した場合に協会ホームページに掲載する
- 3 立候補の理由（800字以内）
- 4 推薦状（推薦人2名以上の者による推薦状）（1推薦人当たり400字以内）
※様式の定めなし。

上記資料（推薦状を含む）は、必要に応じて正会員宛てに開示する場合のあることを了承します。

以上

1 立候補者の氏名・連絡先等

立候補者氏名（漢字）	
立候補者氏名（ふりがな）	
生年月日（西暦年、月日）	
所属正会員の名称と役職	
本人のメールアドレスと電話番号	
本件に関する連絡担当者のメールアドレスと電話番号	

2 職歴

西暦 年 月 日	勤務先等

※記載欄が不足するときは行を追加して記載してください。

3 当協会における経歴（役員や委員等）

西暦 年 月 日	

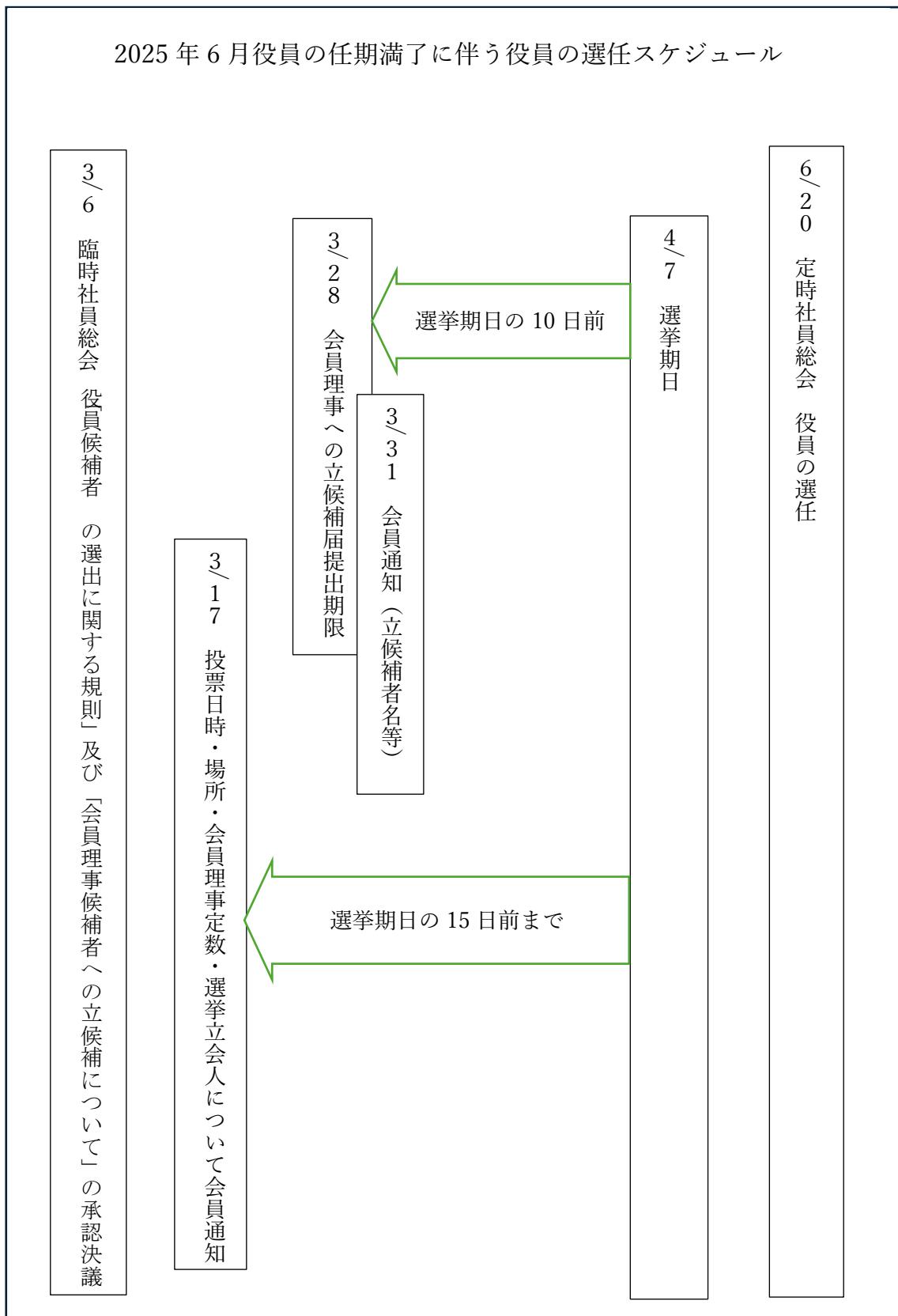
記載欄が不足するときは行を追加して記載してください。

賞罰

西暦 年 月 日	

記載欄が不足するときは行を追加して記載してください。

(参考資料)



(参考資料)

会員理事の多選について

(理事会決議)

2025年2月12日決議

2025年6月20日施行

当面の間、会員理事は4期を超えて連続して選任しない。

本決議は、2025年6月社員総会で選任される会員理事から適用する。

以上